

2010 夏 号

発 行

和歌山県環境生活部県民局県 民生活課

〒640-8585(住所不要) TEL(073)432-4111代

◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇ http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/bukka/049.html

## 平成21年度 県消費生活センターにおける消費者相談の概要

#### 1 消費者相談受付状況

平成21年度に県消費生活センターに寄せられた 消費者相談件数は前年度より213件減の5,904件 (前年度比97%) である。(図1)

相談件数の減少は、架空請求ハガキ等による詐欺的行為の減少や、貸金業規制、悪質業者から消費者を守る各種法整備の結果と考えられる。しかし、消費者を騙す手口は年々複雑・巧妙化しており、引き続き注意が必要である。

#### 2 苦情相談における相談者の状況

苦情相談件数(問合せ等を除く)は5,333件で、 契約当事者の年齢層は30、40、50、60歳の順で多く、 また、60歳以上の高齢者からの相談が増加(165件、 構成比前年23.9%→28.0%)している。地域的には 和歌山市が45.1%を占めている。

#### 消費者相談件数の推移 図 1 16,000 □ 問合せ・要望 ■苦情相談 12.000 594 646 8,000 14,537 619 584 571 10,005 9,700 4 000 7,585 5,910 5.533 5.333 平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度

## 合計 10,599 15,112 10,346 7,974 6,529 6,117 5,904

#### 3 苦情相談の概要

#### (1) 苦情相談内容(表1)

- 1位「ウェブサイト関連」(前年度1位) 相談件数は依然として多く、全体の20.3%を占めている。サイト 別では、アダルト情報サイトが40.7%、出会い系サイトが21.3%の順で、ワンクリック詐欺など悪質サイト からの不当請求が多く、30歳代を中心に幅広い年齢層がトラブルに巻き込まれている。
- **2位「ハガキを使った詐欺行為等**」(前年度3位) 減少傾向だが、急に増加する可能性もあり引き続き注意 する必要がある。
- 3位 「フリーローン・消費者金融」(前年度2位) 貸金業規制の法整備の効果などで減少傾向ではあるが、 深刻な多重債務や自己破産などに関係する相談が半数の49.7%にのぼっている。

**その他** 前年度より大きく増加したものは、食料品の「油脂」(前年0件)と「給湯システム」(42%増)である。

#### (2) 年代別苦情相談内容

未成年から50歳代にわたり幅広い年 齢層で「ウェブサイト関連」に関する 相談が多い。

30~50歳代では、「ウェブサイト関連」以外では、「フリーローン・消費者金融」、「不動産賃貸」が上位となっている。

高齢者層(60歳以上)では、「ハガキを使った詐欺行為等」や「工事・建築」などの相談が多くなっている。

#### 表 1 苦情相談内容

順位	商品・サービス分類	相談件数	具体的な商品・サービスの内容				
1	ウェブサイト関連	1,084	悪質サイトからの不当請求、ワンクリック詐欺など				
2	ハガキを使った詐欺行為等	307	裁判の予告通知をよそおった架空請求ハガキなど				
3	フリーローン・消費者金融	304	消費者ローン、多重債務、ヤミ金融など				
4	不動産賃貸借	177	マンションの退去時のトラブル、駐車場の賃貸借など				
5	工事·建築	168	訪問販売等による家屋のリフォームや外装工事など				
6	油脂	83	油脂食品の安全性や返品方法				
7	四輪自動車	81	中古自動車の購入に関するトラブルなど				
8	給湯システム	68	訪問販売等による給湯システムのトラブル				
9	インターネット接続回線	67	光ケーブル、ADSL等の契約時のトラブル				
10	リースサービス	61	電話機、FAXのリースなど				

## 平成22年6月18日、改正貸金業法が施行。 借り入れのルールが変わります。

貸金業法とは、消費者金融などの貸金業に関する規制を定めた法律です。多重債務問題の解決を図ることなどを目的として平成18年に改正法が成立。平成22年6月18日に、完全に施行されました。

#### 貸金業法改正のポイント

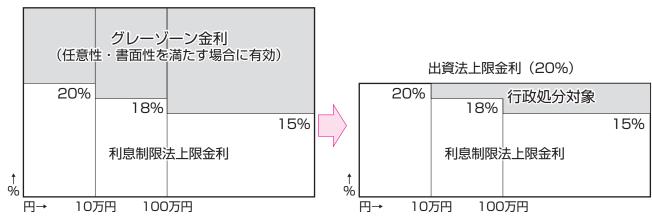
#### ポイント① 総量規制(借り過ぎ・貸し過ぎの防止)

- ・借入総額が年収の3分の1までに制限されます(法施行後の新規の借り入れが対象)。 例えば、年収300万円の場合、借入額の上限は100万円です。
  - (複数社からの借入れがある場合はすべての合計となります)
- ・借入額などにより書類の提出が必要となります。
  - (1年間の収入がわかる書類、源泉徴収票・給与支払い明細書・確定申告書など)
- ・専業主婦(主夫)の方は、配偶者の同意・住民票などの証明書類の提出が必要となります。
- ・住宅ローン・自動車ローン・クレジットカードで買い物をした分については総量規制の対象 外となります。

ポイント② 今までの出資法の上限金利29.2%から15~20%に引き下げられます。

(改正前) (改正後)

出資法上限金利(29.2%)



#### **ポイント**③ ヤミ金融に対する罰則を強化(懲役5年→10年)

- 【注意】・新聞や雑誌の広告や携帯メール、ダイレクトメールなど、あらゆる手段を使い巧みに ヤミ金融が消費者を勧誘します。
  - ・ヤミ金融には絶対に手を出さないように、注意しましょう。

#### 昨年度の和歌山県消費生活センターへの借金の相談とその内容

昨年度、全相談件数5,333件で、借金の相談は5.7%の304件でした。その内、深刻な多重債務や自己破産に関する相談が、約半数(49.7%)の151件にのぼっています。

#### 多重債務相談の契約額について(円)

50万未満	~100万	~500万	~1000万	~1000万以上	無回答	合 計
7	8	27	5	2	102	151

#### 多重債務のきっかけ

低収入	14
借金の肩代わり	7
事業資金	3
ギャンブル・遊興費	2
商品・サービスの購入	1
病気·怪我	1
不明	123
合計	151

多重債務のきっかけを見ると、低収入が14件、借金の肩代わりが7件、事業資金の借入れ3件の順となっています。契約金額が膨らまないうちに早めにご相談ください。

### 多重債務に陥らないための重要なポイント

- 普段の生活を省みて、生活設計を立てよう。
- 返済できる目処のないお金は借りない。
- 返済に困ったら、なるべく早く、行政の相談窓口、法テラス、無料の法律相談、消費生活センターに相談しよう。



多重債務相談にも応じている無料相談窓口

相談窓口	電話番号(問合せ)		
多重債務者夜間無料法律相談センター	073-422-5005		
多里頂伤有仪同無科法拝相談ピンター	(県弁護士会)		
司法書士総合相談センター・和歌山	073-422-4272		
司法書士総合相談センター・田辺	0739-26-3816		
和歌山県司法書士会(案内のみ)	073-422-0568		
県の弁護士相談	073-441-2356		
朱少升碳工怕級 	(県民相談室)		
法テラス(コールセンター)	0570-078374		
法テラス和歌山	050-3383-5457		
県民相談室	073-441-2356		
県消費生活センター	073-433-1551		
同 紀南支所	0739-24-0999		
商工観光労働総務課	073-441-2722		
警察相談課相談室	#9110		

※各警察署にも相談窓口あり

## 暑い夏!食中毒が多発する季節です!!



食中毒発生件数(厚生労働省集計)は、5~10 月までの発生件数が約60%を占め、7月と8月に 最も多く発生します。

夏の行楽シーズン、戸外でバーベキューや焼き肉 をする機会が増えます。

このような戸外でのバーベキューなどをする時の 食中毒予防の注意点をまとめました。

- 1. 調理する前や生肉にさわった後は、手を必ずよく洗うこと
- 2. 生肉を扱ったトング、箸、まな板や包丁などを、そのままサラダなどの生食の調理に用いないように注意すること
- 3. 食肉は、購入から調理までの間、細菌が増殖しないよう低温(10℃以下)で保存する こと
- 4. レバーなどの内臓や食肉などを加熱不十分な状態や生で食べないこと(O-157などの細菌は加熱すると死滅するので、中心部まで十分に加熱すること"75°C、1 分以上")
- 5. 特に乳幼児やお年寄りが、食中毒になった場合には、死亡したり重い症状になることがあるので、周りの方が注意すること

# 和歌山県金融広報委員会からのお知らせ

## ●夏休み!金銭教育バス教室のご案内

日本銀行の業務や大阪造幣局でコインの製造過程を見学したり、楽しく「おかね」のことについて学んでみませんか。

対象者 県内在住の小学校4・5・6年生の児童及びその 保護者(過去参加した児童は除く)

募集人員 児童及びその保護者 各1名 20組40名 (申込み多数の場合は抽選)

申込締切 平成22年7月15日(木) 往復八ガキによる申込の場合は、当日消印有効

参加費 無料(昼食は各自持参集合場所までの往復交通費は自己負担)

日時・コース 平成22年8月6日(金) 集合時間午前7時50分

県庁正面出発(8:00)→日本銀行大阪支店(10:00)→昼食(11:40)

→ 大阪造幣局(13:00) → 県庁到着(17:00)

#### 申込方法

<往復八ガキによる申込み>

①住所 ②保護者・児童の氏名(ふりがな)及び学年 ③電話番号を明記して、下記あて往復はがきにより郵送申込み。

宛先 〒640-8585 (住所は不要)

和歌山県金融広報委員会(和歌山県庁県民生活課内)

TEL073-441-2342



URLは https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-jportal/wakayama/ (和歌山県ホームページ http://www.pref.wakayama.lg.jp/からもアクセスできます)



知るぽると

## 一人で悩まないで相談しましょう

消費生活での ご相談・お問い合わせは 県消費生活センターや お近くの市町村 消費生活相談窓口へ (相談は無料です)

## 和歌山県消費生活センター

【相談受付時間】平日午前9時~午後5時 (土・日祝日、年末年始は休み)

土・日曜日消費生活相談(電話相談のみ)

【相談受付時間】午前10時~午後4時

TEL 073-433-1551

## 和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階

TEL(073)433-1551 FAX(073)433-3904



## 和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

TEL(0739)24-0999 FAX(0739)26-7943

